

別 表

補助金の内容及び対象経費

補助対象事業		対象経費						備考	
		交通費	宿泊費	会場費	謝 金				保険料
					指導者	D・T	中央C		
選 手 強 化	日帰り練習会	○	—	○	—	—	—	—	昼食代は補助対象外
	県内合宿	○	○	○	○	—	—	—	宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当たり7,000円以内/日 食費:1食1,000円を目安とし 3食3,500円を上限とする。
	県外合宿	○	○	○	○	—	—	—	宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当たり10,000円以内/日 食費:1食1,000円を目安とし 3食3,500円を上限とする。
	県外チーム招待	○	○	○	○	—	—	—	招待チームへの謝金は補助対象外 宿泊費補助限度額は、県内合宿と同じとする。
強 化 支 援	中央コーチ招へい	○	○	—	—	—	○	—	謝金補助限度額 1人当たり50,000円以内/日 宿泊費補助限度額は、10,000円を目 安とし、上限を15,000円とする。
	ドクター配置	○	○	—	—	○	—	—	謝金補助限度額 1人当たり ドクター 15,000円以内/日 トレーナー 7,500円以内/日
	トレーナー配置	○	○	—	—	○	—	—	宿泊費補助限度額は、選手強化の県 内・県外合宿と同じとする。
	スポーツ安全保険	—	—	—	—	—	—	○	年度当初加入すること。また加入証明 を提出。

※ 補助対象額についての注意事項

- (1) 交通費は、原則として公共交通機関による実費とする。
- (2) 指導者謝金は、宿泊を伴う場合に限り1人2,200円以内/日とする。
- (3) スポーツ安全保険等は年度当初加入し、5月31日(冬季10月31日)締切の計画書提出時に保険加入代表者控えの写しを添付すること。

※ ブロック大会、国体期間中のドクター・トレーナーの帯同については、県体育協会事務局が希望調査を行い別途派遣する。